

# 中高年齢者のための 就業支援ガイド 2016

## 目次

1	あなたが選ぶ「働き方総合ガイド」 各種支援機関のご案内	3
2	求職活動・職業相談をするには？ シニア・ジョブスタイル・かながわ 公共職業安定所（ハローワーク） ハローワークプラザ ふるさとハローワーク その他の就業支援の団体 シルバー人材センター、生きがい事業団 県の労働行政機関 働く人のメンタルヘルス相談室 かながわ総合しごと館 スマイルワーク	13 17 19 20 20 22 25 26 27
3	仕事のためのスキルを身につけるには？ 人材育成支援センター 神奈川県立総合職業技術校 横浜市中心職業訓練校	28 29 30
4	起業・創業を目指すには？ （公財）神奈川産業振興センター	31
5	公的制度の内容を知るには？ 雇用保険制度 公的年金制度 年金事務所 求人企業を探すために、インターネットを利用しましょう！ 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」について	33 45 53 56 57

## 1 あなたが選ぶ「働き方総合ガイド」

多様な働き方を支援するため、県や国、市町村、民間団体などが行っている、施設や事業の紹介です。あなたのご希望は？

### 県の機関が行う求職者支援事業

#### シニア・ジョブスタイル・かながわ(ジョブスタ)

中高年齢者の多様な働き方を支援するため、多様な就業ニーズに対応したキャリアカウンセリングや、専門相談を行うとともに、国の職業相談・職業紹介のサービスを実施しています。

詳しくは 13 ページへ

#### 総合職業技術校、人材育成支援センター

職業能力開発に関する情報提供を行うとともに、職業訓練及び民間教育訓練機関等を活用した委託訓練『即戦力』を実施しています。

詳しくは 28 ページへ

### 国の機関が行う職業紹介事業

#### 公共職業安定所(ハローワーク)

厚生労働省の直轄機関で、職業相談・職業紹介、雇用保険の給付、職業訓練の受講のあっせん、事業主に対する助成金など、雇用についての総合的なサービスを提供しています。

詳しくは 17 ページへ

#### ハローワークプラザ

ハローワークの付属機関で、ハローワークに寄せられた求人情報の提供、職業相談と紹介を行っています。

詳しくは 19 ページへ

#### ふるさとハローワーク

ハローワークの設置されていない地域における地域住民の就職促進を図るため、地方公共団体との協力の下に、職業相談・紹介サービスを提供しています。

詳しくは 20 ページへ

## 市や町が行う求職者支援事業

### 横浜市

就職活動に役立つ情報の案内や個別相談等をとおして就職活動をサポートしていく「横浜市就職サポートセンター」のほか、ハローワーク等との協働による合同就職面接会等を実施しています。

また、横浜しごと支援センターでは、「就業相談」や「キャリアカウンセリング」等を実施するとともに、横浜市中央職業訓練校では、離職者や就職困難者を対象とした職業訓練を実施し、就労に向けた支援を行っています。

市内在住のおおむね 60 歳以上の高齢者に対し、横浜市シルバー人材センターでは、臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に係る就業の機会を提供しています。ご利用には会員登録が必要です。

(問い合わせ先) 横浜市経済局雇用労働課(雇用・就業支援担当)

電話(045)671-2304・2343 FAX(045)664-9188

横浜市就職サポートセンター

電話(0120)915-574

横浜しごと支援センター

電話(045)681-6512 FAX(045)641-9775

横浜市中央職業訓練校

電話(045)664-6825 FAX(045)664-2081

(公財)横浜市シルバー人材センター

電話(045)847-1800 FAX(045)847-1716

### 川崎市

川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

就職に関する総合相談窓口として、求職者へ個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた職業を紹介する「就業マッチング事業」、基礎・実践・若年・女性・中高年など対象別の「就職準備セミナー」など就職に向けた支援を行っています。

川崎市シルバー人材センター

市内在住の 60 歳以上の方で健康で働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的・短期的又は軽易な仕事などを、民間の事業所や家庭から請け負い、その仕事を希望する高齢者に提供しています。ご利用には会員登録が必要です。

(問い合わせ先)

について 川崎市経済労働局労働雇用部

電話(044)200-2276 FAX(044)200-3598

キャリアサポートかわさき総合相談窓口

電話(044)811-6088

について (公財)川崎市シルバー人材センター本部事務所

電話(044)222-6886

### 小田原市

シニアバンク

シニアバンクは、シニア世代の更なる活躍の場・いきがいつくりの場の創出のため、「元気・活力のあるシニア世代」(概ね 60 歳以上の個人・団体)と地域・行政・民間など様々な「活躍の場・いきがいつくりの場」(就労に限らずボランティアなど幅広く)を登録していただき、ホームページなどで情報提供するとともに、相互のニーズに応じてマッチングを行う制度です。

セカンドライフ応援セミナー

セカンドライフ応援セミナーとして、特定の活動(就労、ボランティアほか)を紹介するセミナーを随時開催しています。

(問い合わせ先) 小田原市企画部企画政策課

電話(0465)33-1379 FAX(0465)33-1286

### 横須賀市

職業技術校等就学者奨励金

県立総合職業技術校等に就学する市民に、入校時/修了時にそれぞれ 25,000 円(訓練期間が 2 年未満で障害の無い方の場合)支給します。

市内企業見学バスツアー  
年2回、ハローワーク横須賀・横浜南に求人を出した市内企業を、求職者が実際に応募する前に見学できるバスツアーを開催します。

シルバー人材センター

団塊世代などの高齢者に適した仕事を提供しています。

(問い合わせ先)

、 について 横須賀市経済部経済企画課  
電話(046)822-9523 FAX(046)827-1682  
について (公社)横須賀市シルバー人材センター  
電話(046)822-1337 FAX(046)822-1340

平塚市

毎月2回、「就労相談」を実施し、キャリアコンサルタントが求職者の就職に関する相談に応じています。

また、ハローワーク等関係機関と連携し、企業合同就職面接会を実施します。

(問い合わせ先) 平塚市産業振興課

電話(0463)21-9758 FAX(0463)21-9759

鎌倉市

「雇用対策セミナー」を7月と10月に実施します。

また、毎月1回の「就職支援相談」により、就職を希望する方々に対しキャリアの活かし方などの個別相談を実施しています。

(問い合わせ先) 鎌倉市市民活動部産業振興課勤労者福祉担当

電話(0467)61-3853 FAX(0467)23-7000

藤沢市

ハローワーク藤沢、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町と連携して湘南合同就職面接会を実施し、求職者に就職機会の場の提供を行っています。

また、中高年齢者を対象に、転職・再就職やスキルアップのための自己理解や定年後のキャリアデザインを支援する講座を実施しています。

(問い合わせ先) 藤沢市経済部産業労働課労政担当

電話(0466)50-8222 FAX(0466)26-8839

藤沢市労働会館

電話(0466)26-7811 FAX(0466)27-2717

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市勤労市民会館で、個別キャリアカウンセリングや就職・転職に関する相談及び各種再就職活動支援セミナー・講座を実施し、就職活動を側面的に支援しています。

また、ハローワーク藤沢と共同運営の同会館2階にある「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」では、求人検索機による求人票の閲覧と職業相談・紹介を行っています。

(問い合わせ先) 茅ヶ崎市経済部雇用労働課

電話(0467)82-1111 FAX(0467)57-8377

茅ヶ崎市勤労市民会館

電話(0467)88-1331 FAX(0467)88-2922

茅ヶ崎市ふるさとハローワーク

電話(0467)86-0562

相模原市

相模原市総合就職支援センター

専門の相談員が仕事探しに関する様々な相談をお受けしながら、独自に開拓した市内求人情報を紹介する「相模原市就職支援センター」や、全国の求人情報の検索のほか、職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク職業紹介・相談コーナー」などがございます。

ご利用時間：月から金曜日、第2・4土曜日(祝日、年末年始を除く)

8時30分から17時

相模原市シルバー人材センター

高齢者の生きがいと仲間づくりを目的とし、就業機会の確保・提供を行っています。

ご利用には、会員登録が必要となります。

業務時間：月から金曜日 8時30分から17時15分

(問い合わせ先)

について 相模原市総合就職支援センター  
電話(042)700-1618  
所管課：相模原市雇用政策課  
電話(042)769-8238 FAX(042)754-1064  
について (公社)相模原市シルバー人材センター  
電話(042)754-1177  
所管課：相模原市地域包括ケア推進課  
電話(042)769-9231 FAX(042)769-5708

#### 三浦市

原則毎月第2水曜日に三浦市勤労市民センターにおいて、横須賀公共職業安定所より職員を相談員として派遣していただき、就職相談・職業相談・職業紹介を行っています。13時30分から17時(受付は16時30分まで)

(問い合わせ先) 三浦市経済部観光商工課  
電話(046)882-1111 内 77323 FAX(046)882-5010

#### 秦野市

「秦野市ふるさとハローワーク」を秦野駅前農協ビル3階に設置し、ハローワーク松田と共同して運営しています。求人検索機による求人票の閲覧、職業紹介や職業相談を行うほか、「求職者就職支援個別カウンセリング」を月2回程度、水曜日に実施しており、うち1回は一時保育を実施しています。(対象：18歳から65歳)

(問い合わせ先) 秦野市環境産業部産業政策課  
電話(0463)82-9646 FAX(0463)82-6256  
秦野市ふるさとハローワーク  
電話(0463)84-0810 FAX(0463)82-2810

#### 厚木市

原則第2・4水曜日に「就職支援相談」を実施しています。  
また、各種就職支援講座も実施しています。就職活動の様々な悩みに、専門のカウンセラーが1対1で対応します。詳しくは市ホームページ

(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/index.html>) をご覧ください。  
(問い合わせ先) 厚木市産業振興部産業振興課  
電話(046)225-2585 FAX(046)223-7875

#### 伊勢原市

伊勢原市ふるさとハローワークでは、ハローワーク平塚の求人情報を公開し、求職者の皆様に職業の紹介、相談、あっせんを行っています。相談員が相談相手となって、就職のお手伝いをします。また、伊勢原市ふるさとハローワークに設置されているパソコンからも求人情報を検索できます。

相談日：月曜日から金曜日(祝日・年末年始は休み)  
相談時間：8時30分から17時  
場所：伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階  
電話：0463-95-5652(伊勢原ふるさとハローワーク)  
(問い合わせ先) 伊勢原市商工観光振興課  
電話(0463)94-4711 FAX(0463)95-7613

#### 綾瀬市

##### ジョブスポットあやせ

綾瀬市役所事務棟1階にある「ジョブスポットあやせ」では、ハローワーク大和と連携して、求人検索機による求人検索や職業相談・職業紹介を行っています。

また、就職セミナーも開催しています。  
ご利用時間：月から金曜日(祝祭日を除く)  
8時30分から17時(12時から13時はお昼休み)

##### 綾瀬市シニア就労支援窓口

市内在住の60歳以上の方を対象に、就労相談員が、希望職種や就労形態のヒアリングなど個別相談を行いながら、企業訪問やハローワーク情報から収集した求人を紹介します。

また、希望に応じて履歴書の作成支援や模擬面接なども行います。  
ご利用時間：月から金曜日(祝祭日を除く)

8時30分から17時(予約制)

#### 綾瀬市シルバー人材センター

市内在住の60歳以上の方を対象に、臨時的・短期的又は軽易な仕事などを、民間の事業所や家庭から請け負い、その仕事を希望する高齢者に提供しています。ご利用には会員登録が必要です。

業務時間：月から金曜日(祝祭日を除く)

8時30分から17時

(問い合わせ先)

について 綾瀬市工業振興企業誘致課

電話(0467)70-5661 FAX(0467)70-5701

について 綾瀬市高齢介護課

電話(0467)70-5616 FAX(0467)70-5702

について (公社)綾瀬市シルバー人材センター

電話(0467)70-3088

#### 寒川町

ハローワーク藤沢、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市と連携し、湘南合同就職面接会を開催しています。予約不要で複数の企業と自由に面接ができます。

また、ハローワークの求人情報を閲覧できるパソコンを設置しています。

(問い合わせ先) 寒川町環境経済部産業振興課

電話(0467)74-1111 FAX(0467)74-2833

#### 愛川町

隔月第2木曜日、庁舎1階情報コーナーにおいて、厚木公共職業安定所職員を相談員とした「就労相談会」を開催しています。(開催時間は13時から16時まで)

また、ハローワークの求人情報を閲覧できるパソコンを設置しています。

(問い合わせ先) 愛川町環境経済部商工観光課

#### シルバー人材センター・生きがい事業団

国・県・市町村の支援を受けながら、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方を会員として、働くことを通じて生きがいを見だし、地域社会に貢献しようとする法人又は任意の団体です。

企業、公共団体、家庭などから依頼された仕事を引き受けて、会員に対して就業機会を提供します。

詳しくは 22 ページへ

#### 公益財団法人 産業雇用安定センター 神奈川事務所

「失業なき労働移動」をめざして、47 都道府県で業種・地域・企業系列を超えて企業間の出向・移籍の斡旋を行っています。

(問い合わせ先) 電話(045)680-1231 FAX(045)681-0240

#### かながわ福祉人材センター

神奈川県からの委託により、神奈川県社会福祉協議会が運営しています。福祉・介護に関する職業紹介や、福祉の仕事を理解するための各種事業のほか、就職活動や福祉関連の資格取得等の相談に応じています。

(問い合わせ先) 電話(045)312-4816(直) FAX(045)313-4590

## 2 求職活動・職業相談をするには？

シニア・ジョブスタイル・かながわ(ジョブスタ)



シニア・ジョブスタイル・かながわは、中高年の方の多様な働き方を応援するため、神奈川県が設置している施設です。国の機関であるハローワークと連携し、キャリアカウンセリングから職業紹介まで、40 歳以上のみなさんを支援します。

#### シニア・ジョブスタイル・かながわのご案内

利用時間

月曜日から土曜日 9時30分から18時

(受付は終了時間の30分前までをお願いします。)

詳細はお問い合わせください。)

日曜日・祝日・年末年始は休業

ご利用は無料

求人検索及び職業相談・職業紹介については、土曜日は17時までのご利用となっております(受付は終了時間の30分前まで。求人検索機のメンテナンスなどでご利用いただけない場合もございます)。



住所

〒220-0004

横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル5階

(横浜駅西口から徒歩8分)

(問い合わせ先) 電話(045)412-4123

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70015/>

## 総合相談(キャリアカウンセリング)

経験豊かなキャリアカウンセラーが1対1でお話を伺い、企業への就職だけでなく、地域活動や社会貢献を重視した働き方など、あなたに合った働き方をみつけていただくために、きめ細かく支援します。(予約制)

### ジョブスタのキャリアカウンセリングの特長

#### 「初めの一歩」からアドバイス

就職準備、進め方、具体的活動方法など、就職活動の第一歩から一緒に考えていきます。職務経歴等の棚卸し、求人情報の探し方、履歴書、職務経歴書等の作成方法、面接対策などのアドバイスをいたします。

#### じっくり相談

相談時間は1回50分程度、落ち着いた雰囲気です。

#### 担当カウンセラー制

同じカウンセラーが継続して担当し、就職まで二人三脚で応援します。

#### 職業相談・職業紹介

求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行います。ハローワークの求人検索機が設置されており、全国のハローワーク求人の中からお仕事を探すことができます。また、紹介状を発行し、面接日・面接時間等の調整も行います。

雇用保険失業給付の手続きは行っておりません。お近くのハローワークへご相談ください。

#### 専門相談

起業・創業、年金・税金や福祉のしごとに関する具体的な相談に、それぞれ専門の相談員が対応します。(予約制)

曜日	火	木	
内容	働く人の年金・税金	福祉のしごと	起業・創業
時間等	13時から17時/ 第3火曜日	13時30分から16時30分/ 第3火曜日以外	10時から17時/ 第2・4木曜日

## 職業訓練相談

「新たな職業能力を身につけて再就職先を探したい」等の相談に対し、公共職業訓練のご案内や、各種セミナーの情報提供を行います。

### 生活支援相談

求職活動をしている方で、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報の提供や相談を行ないます。申し込みの手続きは、担当する各機関の窓口となります。

### 多様な働き方の情報提供

再就職、起業・創業、NPO・ボランティア活動等、多様な働き方を応援する情報を提供します。

### 適性診断(1回30から60分程度)

適性診断ソフトを活用して、どんな仕事に向いているのか、どんな仕事に関心があるのかなど、職業の適性を診断します。

### セミナー

中高年向けの再就職の心構えや職務経歴書の書き方・面接対策を中心とした実践的な再就職支援セミナーや、ライフキャリアプランやマネープランを学ぶセカンドライフセミナー等を実施します。

このセミナーは就職先を斡旋するセミナーではありません。

各セミナーとも申込期間が設定されております。申込方法等の詳細はホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70015/>)をご覧ください。

(問い合わせ先) 神奈川県雇用対策課雇用対策グループ

電話(045)210-5867

### 地域出張総合相談(中高年のための働き方相談)

4か所の県合同庁舎(横須賀・厚木・平塚・小田原)を会場に、毎月各1回、地域出張総合相談を開催します。開催日、申込方法等の詳細は、ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70015/>)をご覧ください。



公共職業安定所(ハローワーク)

豊富な求人情報を用意しています。お仕事探しは、住所地の管轄にかかわらず、全国どこのハローワークも利用でき、簡単な操作のパソコンで全国の求人情報が調べられます。職業訓練や各種の講習会の案内など役立つ資料も提供しています。また、就職までのステップに合わせて各種支援を行っています。お仕事探しは、ぜひハローワークにご相談ください。

所名	所在地	電話	管轄区域
横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	(045)663-8609	横浜市のうち神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区
マザーズ ハローワーク横浜	〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 16 階	(045)410-0338	子育てをしながら早期に就職しようとする方や働く女性などを対象に、求人情報や地域の保育情報の提供、職業相談、職業紹介を行います。(雇用保険業務等はいりません)
横浜港 労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通 4-23	(045)201-2031	港湾、日雇労働者の職業紹介(一般の職業相談・紹介・雇用保険業務等はいりません)
港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 1 階	(045)474-1221	横浜市のうち港北区、緑区、都筑区、青葉区
戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	(045)864-8609	横浜市のうち戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	(045)788-8609	横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡
川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	(044)244-8609	川崎市のうち川崎区、幸区、横浜市のうち鶴見区(平成 21 年 4 月 1 日鶴見所を統合)
川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4 階	(044)777-8609	川崎市のうち多摩区、高津区、宮前区、麻生区、中原区
横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	(046)824-8609	横須賀市(横浜南公共職業安定所の管轄区域を除く)、三浦市
平塚	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 1・2 階	(0463)24-8609	平塚市、伊勢原市、中郡
小田原	〒250-0012 小田原市本町 1-2-17	(0465)23-8609	小田原市、足柄下郡
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2 階	(0466)23-8609	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡

相模原	〒252-0236 相模原中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 1 階	(042)776-8609	相模原市
相模大野 職業相談 コーナー	〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B & V ビル 5 階	(042)862-0040	ハローワーク相模原の付属 施設でハローワークに寄せ られた求人情報の提供、職業 の相談と紹介を行っていま す。(雇用保険業務等はい ません)
マザーズ ハローワ ーク 相模原	〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B & V ビル 6 階	(042)862-0042	子育てをしながら早期に就 職しようとする方や働く女性な どを対象に、求人情報や地域 の保育情報の提供、職業相 談、職業紹介を行います。(雇 用保険業務等はいません)
厚木	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	(046)296-8609	厚木市、座間市、海老名 市、愛甲郡
大和	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	(046)260-8609	大和市、綾瀬市
松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	(0465)82-8609	秦野市、南足柄市、足柄 上郡

【URL】 <http://kanagawa-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/>

## ハローワークプラザ

ハローワークの付属機関でハローワークに寄せられた求人情報の提供、職業の相談と紹介を行っています。(雇用保険業務等はいません)

名称	所在地	電話
ハローワークプラザ よこはま (ハローワーク横浜)	〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 1 階	(045)410-1010
ハローワークプラザ 新百合ヶ丘 (ハローワーク川崎北)	〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合ヶ丘トウェンティワン 1 階	(044)969-8615
ハローワークプラザ湘南 (ハローワーク藤沢)	〒252-0804 藤沢市湘南台 1-4-2 ピノスビル 6 階	(0466)42-1616

## ふるさとハローワーク

市町村との協力の下に地域の方を対象の中心として、地域に密着した求人情報提供及び職業相談・紹介を行っています。(雇用保険業務等はいません)

名称	所在地	電話
茅ヶ崎市ふるさと ハローワーク	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-32 茅ヶ崎市勤労市民会館 2 階	(0467)86-0562
伊勢原市ふるさと ハローワーク	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 5 階	(0463)95-5652
秦野市ふるさと ハローワーク	〒257-0051 秦野市今川町 1-3 秦野駅前農協ビル 3 階 (秦野市なでしこ会館)	(0463)84-0810

## その他の就業支援の団体

次の団体が、職業相談などの就業支援を行っています。

名称	所在地	電話
(一財)神奈川県駐労福祉センター 無料職業紹介所 ( 駐留軍関係離職者対象 )	〒231-0023 横浜市中区山下町 160-2	(045)681-6048
(公財)神奈川県労働福祉協会 寿労働センター無料職業紹介所 (日雇労働者等対象)	〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 1階	(045)662-5861

## シルバー人材センター・生きがい事業団

おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、どなたでも会員になれます。入会の手続きなどは、住所地の各センター・事業団に問い合わせてください。

### シルバー人材センター

名称	所在地	電話
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1	(045)847-1800
公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	〒210-0026 川崎市川崎区堤根 34 - 15	(044)222-6886
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター	〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1	(042)754-1177
公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター	〒238-0041 横須賀市本町 2-1	(046)822-1337
公益財団法人 平塚市生きがい事業団	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-2-2	(0463)33-2335
公益社団法人 鎌倉市シルバー人材センター	〒248-0027 鎌倉市笛田 1-10-1	(0467)38-1881
公益財団法人 藤沢市まちづくり協会シルバー人材センター	〒251-0021 藤沢市鵜沼神明 1-3-18	(0466)27-1100
公益社団法人 小田原市シルバー人材センター	〒256-0816 小田原市酒匂 2-32-15	(0465)49-2333
公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂 1-4-8	(0467)85-7425
公益社団法人 三浦市シルバー人材センター	〒238-0242 三浦市東岡町 1-23	(046)882-3473
公益社団法人 秦野市シルバー人材センター	〒257-0054 秦野市緑町 16-3	(0463)84-3311
公益社団法人 厚木市シルバー人材センター	〒243-0005 厚木市松枝 2-5-17	(046)224-9585

公益社団法人 大和市シルバー人材センター	〒242-0021 大和市中中央 4-1-14	(046)263-8600
公益社団法人 伊勢原市シルバー人材センター	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31	(0463)92-8801
公益社団法人 海老名市シルバー人材センター	〒243-0410 海老名市杉久保北 2-3-4	(046)237-3001
公益社団法人 座間市シルバー人材センター	〒252-0002 座間市小松原 1-45-21	(046)254-5361
公益社団法人 南足柄市シルバー人材センター	〒250-0113 南足柄市岩原 1016-1	(0465)72-0789
公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター	〒252-1116 綾瀬市落合北 7-1-20	(0467)70-3088
一般社団法人 葉山町シルバー人材センター	〒240-0111 三浦郡葉山町一色 1503-2	(046)877-1555
公益社団法人 寒川町シルバー人材センター	〒253-0102 高座郡寒川町小動 982-2	(0467)74-7622
一般社団法人 大磯町シルバー人材センター	〒259-0103 中郡大磯町虫窪 7	(0463)70-6241
一般社団法人 二宮町シルバー人材センター	〒259-0132 中郡二宮町緑が丘 1-10-6	(0463)71-0681
一般社団法人 中井町シルバー人材センター	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪 104-1	(0465)80-0021
一般社団法人 大井町シルバー人材センター	〒258-0019 足柄上郡大井町金子 1964-1	(0465)83-8014
一般社団法人 松田町シルバー人材センター	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 17-2	(0465)82-4227
一般社団法人 山北町シルバー人材センター	〒258-0113 足柄上郡山北町山北 2041	(0465)75-3219
公益社団法人 開成町シルバー人材センター	〒258-0026 足柄上郡開成町延沢 656-1	(0465)83-6369

一般社団法人 箱根町シルバー人材センター	〒250-0408 足柄下郡箱根町強羅 1320-185	(0460)82-5115
一般社団法人 湯河原町シルバー人材センター	〒259-0301 足柄下郡湯河原町中央 2-21-3	(0465)46-9780
公益社団法人 愛川町シルバー人材センター	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1	(046)284-5023

### 生きがい事業団(高齢者事業団)

名称	所在地	電話
真鶴町生きがい事業団	〒259-0201 足柄下郡真鶴町真鶴 1789	(0465)68-5354
清川村生きがい事業団	〒243-0112 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2786	(046)288-2651

### 公益社団法人 神奈川県シルバー人材センター連合会

県内各市町村にある上記シルバー人材センター及び生きがい事業団についての普及啓発をすすめ、高年齢者の臨時・短期的又はその他軽易な業務にかかる就業機会を確保、及び高年齢者に対して組織的に提供することを目的とし、職業紹介事業や講習等を行っています。

所在地	電話
〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 (かながわ労働プラザ6階)	(045)633-5432 FAX (045)633-5433 【URL】 <a href="http://www.k-sjc.com/">http://www.k-sjc.com/</a>

### 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

【URL】<http://www.zsjc.or.jp/>

県の労働行政機関

かながわ労働センター及び各支所では、労働相談をはじめとして労使関係の指導、労働講座、労働環境の改善など幅広い労働行政を地域において展開しています。

相談窓口	所在地	電話	担当区域
かながわ労働センター	横浜市中区寿町1-4かながわ労働プラザ2階	(045)662-6110(直) (045)633-6110(代)	横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
【出張相談】 県横須賀合同庁舎内	毎週火曜日 横須賀市日の出町2-9-19	(046)823-0210(代)	
【女性労働相談】 かながわ総合しごと館 スマイルワーク内	毎週金曜日 横浜市西区北幸1-11-15横浜STビル6階 マザーズハローワーク横浜内	電話相談専用番号 (045)320-0335 第1・2・3・5金曜日 8時30分から12時、 13時から17時15分	女性職員による相談 第1・2・3・5金曜日 8時30分から12時、 13時から17時15分 女性弁護士による相談 (要予約・面接相談のみ) 第4金曜日13時から16時 (予約・問い合わせ先: かながわ労働センター (045)662-6110)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	(044)833-3141(代)	川崎市
県央支所 *平成26年4月移転	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	(046)-296-7311	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
【出張相談】 相模原市中央区役所 市民相談室	毎週木曜日 相模原市中央区中央2-11-15	(042)-769-8230	
【女性労働相談】 マザーズハローワーク 相模原内	毎月第3木曜日 相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル6階 マザーズハローワーク相模原内		女性弁護士による相談 (要予約・面接相談のみ) 第3木曜日13時から16時 (予約・問い合わせ先: かながわ労働センター 県央支所(046)296-7311)

湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	(0463)22-2711(代)	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
【出張相談】 県小田原合同庁舎内	毎週水曜日 小田原市荻窪350-1	(0465)32-8000(代)	
【出張相談】 県足柄上合同庁舎内	毎月第3金曜日 足柄上郡開成町吉田島2489-2	予約先：湘南支所 (0463)22-2711(代) 要予約・来所のみ	

\* 祝・休日、年末年始を除く。

働く人のメンタルヘルス相談

ご本人だけでなく、家族、会社の同僚・上司の方からの仕事や職場の人間関係の悩みや、退職後の職場復帰への不安などについて、かながわ労働センターで専門のカウンセラーが無料で面接、相談に応じています。電話で事前に予約してください。

相談窓口	相談日	相談時間	予約・問い合わせ
かながわ労働センター	第1から第4 火曜日 (祝・休日、年末年始を除く)	13時30分から16時 30分 (要予約・面談のみ)	(045)633-6110(代) 内線2718 予約電話受付時間 8時30分から12時、 13時から17時15分

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5650/>

## かながわ総合しごと館 スマイルワーク

スマイルワークでは、県・国・横浜市が連携し、中高年齢者をはじめ、学生・若年者・女性など、さまざまな方の『働きたい!』『働き続けたい!』という相談にワンストップで応えています。

相談内容	相談日 (祝・休日、年末年始を除く)	相談時間	電話
シニア・ジョブスタイル・かながわ	月から土曜日	9時30分から18時 (受付は17時30分まで)	(045)412-4123
マザーズハローワーク横浜	月から金曜日	平日8時30分から17時15分	(045)410-0338
かながわ若者就職支援センター	月から土曜日	9時30分から18時 (受付は17時30分まで)	(045)410-3357
横浜新卒応援ハローワーク	月から土曜日	平日9時30分から18時 土曜10時から17時	(045)312-9206
ハローワークプラザよこはま スマイルワークの総合案内	月から土曜日	平日8時30分から19時 土曜10時から17時	(045)410-1010
よこはま若者サポートステーション	月から土曜日	10時から18時 第3月曜日は休館、第3月曜日が祝日の場合は第2月曜日が休館	(045)290-7234
横浜駅西口総合労働相談コーナー	月から金曜日	11時から18時30分	(045)317-7830

所在地：横浜市西区北幸1-11-15  
(横浜駅西口徒歩7分)

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420325/>

## 3 仕事のためのスキルを身につけるには？

求職者又は転職を希望する方を対象に、スキルアップを目指す職業訓練を実施している公共の職業能力開発施設をご紹介します。

### 職業訓練のご案内

#### 人材育成支援センター

職業能力開発に関する情報提供を行っています。

職業能力開発に役立つ情報提供

講習会や研修用教材・テキスト等、職業訓練に関する情報を、インターネットで提供しています。

職業訓練説明会の開催

就職を目指す方々へ、県内の職業訓練(県立総合職業技術校、県立産業技術短期大学校、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部、横浜市中央職業訓練校等)のご案内とご説明を行い、就職のための技術・技能の習得を支援します。

民間教育訓練機関等で実施する訓練

民間の教育訓練機関等に委託し、再就職を希望する皆さんへの職業訓練を実施しています。

訓練内容や申込方法等については、募集時期に合わせて県内の各ハローワーク等で配布する募集案内をご覧ください。

(問い合わせ先) 産業技術短期大学校人材育成支援センター

(人材育成支援課)

横浜市旭区中尾2-4-1

電話(045)363-1992(委託訓練)

(045)363-1234(その他)

FAX(045)362-7143

【URL】<http://cswww.kanagawa-cit.ac.jp>

神奈川県立総合職業技術校

名称	所在地・電話	訓練コース名	訓練期間
かなテクカレッジ東部 (東部総合職業技術校)	所在地 / 〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町 28-2 電話 / 045-504-2810 ホームページ / <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4406/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4406/</a>	機械CAD、溶接・板金、ケアワーカー、給食調理、庭園管理サービス、室内施工、ビル設備管理など全16コース	6ヶ月から2年
かなテクカレッジ (西部西部総合職業技術校)	所在地 / 〒257-0045 秦野市桜町2-1-3 電話 / 0463-80-3002 ホームページ / <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420109/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420109/</a>	溶接・板金、ケアワーカー、介護調理、建築CAD、庭園エクステリア施工、ビルメンテナンスなど全15コース	6ヶ月から2年

神奈川県立総合職業技術校への申込方法、費用等については、ホームページでご覧いただけるほか、募集期間に合わせて発行される募集案内をご覧ください。

オープンキャンパスでのキャリア・コンサルティング

各校で実施しているオープンキャンパスにおいて、希望者には今後の仕事に必要な訓練や適職などについて、アドバイスを行っています。

(問い合わせ先) 県産業人材課 職業能力開発グループ  
電話(045)210-5715 FAX(045)201-6952

横浜市中心職業訓練校

技術を習得し、就職しようとする意欲のある離職中の方を対象とした職業訓練(計8科)を行っています。(20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親、生活保護受給者を対象とした入校優先枠有り)

詳細については、直接お問い合わせください。

(問い合わせ先)

横浜市中区山下町 253 電話(045)664-6825 FAX(045)664-2081

(訓練校ホームページ)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/koyo/syokkai/kunren0.html>

対象者	訓練科目	訓練期間	募集定員 (うち優先枠)	入校時期
離職中の求職者 (ひとり親家庭の親、生活保護受給者の優先枠あり)	IT・Webプログラミング科	3か月	30人 (3人)	5、9、12月
	ITビジネス科	3か月	30人 (3人)	5、9、12月
	介護総合科	3か月	30人 (3人)	5、9、12月
	医療・調剤事務OA科	3か月	30人 (3人)	5、9、12月
	パソコン基礎科	2か月	20人 (8人)	4、7、10、1月
	OA経理科	3か月	20人 (10人)	4、7、12月
	介護・医療事務OA科	3か月	20人 (15人)	4、7、12月
	CAD製図科	6か月	20人 (10人)	4、10月

## 4 起業・創業を目指すには？

中小企業診断士を中心に、経営相談、金融相談など様々な相談に応じています。

また、起業を考えているシニア層の方を対象としたスクールを実施しています。

### (公財)神奈川産業振興センター

県域の総合的な中小企業支援機関である(公財)神奈川産業振興センターは、ワンストップサービスによる窓口相談、民間専門家派遣による診断助言、人材育成・情報提供、ビジネスプランの事業化支援など総合的な支援を行っています。

名称	所在地	電話
(公財)神奈川産業振興センター 経営相談課 経営支援課	〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80	(045)633-5200 (045)633-5203

【URL】<http://www.kipc.or.jp/>

### かながわシニア起業スクール

県内を拠点とした起業を考えている概ね45歳以上の方を対象として、起業に必要な知識・ノウハウ等を体系的かつ体系的に学び、シニア層ならではの経験や知識などの強みを活かしたビジネスプランの作成に取り組むことの出来るスクールを、県の委託事業により開講しています。

会場・日程(いずれも全6回)・時間

・横浜市(横浜アントレサロン)

8月19日から12月2日(金)19時から21時

8月20日から12月3日(土)13時から15時

・川崎市(CBCキャリアカレッジ(外語ビジネス専門学校))

8月24日から12月7日(水)19時から21時

8月20日から12月3日(土)16時から18時

・横須賀三浦地域(横須賀市 産業交流プラザ)

9月13日から平成29年1月10日(火)19時から21時

12月3日から平成29年3月11日(土、祝)10時から12時

・県央地域(小田急ホテルセンチュリー相模大野)

9月2日から12月16日(金)19時から21時

9月3日から12月17日(土)10時から12時(原則)

・湘南地域(藤沢商工会館ミナパーク)

9月29日から平成29年1月12日(木)19時から21時

10月29日から平成29年3月4日(土)14時から16時(原則)

・県西地域(小田原箱根商工会議所)

10月28日から平成29年3月3日(金(原則))19時から21時

10月29日から平成29年3月4日(土)10時から12時(原則)

受講料 3,000円(税込)

詳細及び申込書

ホームページをご覧ください。

アドレス <https://entre-salon.com/kanagawa/>

(問い合わせ先) 銀座セカンドライフ株式会社(受託者)

電話 045(316)1366 FAX 03(3545)1764

e-mail [info@ginzasecondlife.co.jp](mailto:info@ginzasecondlife.co.jp)



## 5 公的制度の内容を知るには？

### 雇用保険制度

雇用保険は、農林水産業の一部を除き、すべての産業を適用対象としています。適用事業所に雇用されている労働者は、原則としてすべて被保険者となります。

ただし、65歳に達した日以後に雇用される方、4か月以内の期間を定めて雇用される季節労働者などは除かれます。

なお、以下の内容のうち、一部は平成29年3月31日までの暫定的な取り扱いです。雇用保険制度の詳細については、ご住所を管轄するハローワークにお問い合わせ下さい。

平成29年1月1日より65歳に達した日以後に雇用される方も雇用保険の被保険者となります。

#### 求職者給付

##### [ 一般被保険者の求職者給付 ]

##### ・基本手当

##### ( 受給できる資格 )

失業(ここでの失業とは、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいいます)した場合に、原則として離職の日以前2年間(特定受給資格者及び特定理由離職者は1年間に、被保険者期間が通算して12か月(特定受給資格者及び特定理由離職者は6か月)以上であったときに手続きができます。詳細については、ご住所を管轄するハローワークにお問い合わせ下さい。

##### ( 失業の認定 )

基本手当は、受給資格者が失業している日について支給されます。

失業の認定を受けるには、離職後、ご住所を管轄するハローワークに離職票など必要書類等を持参し、受給資格の決定を受けた後、定められた失業認定日(原則として4週間に1回)に、求職活動の実績などを「失業認定

申告書」に記入し、受給資格者証を添えて提出しなければなりません。

##### ( 基本手当の日額 )

基本手当の日額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)の総額を180で除した賃金日額に一定の率(原則として80/100から50/100、離職の日に60歳以上65歳未満の受給資格者は80/100から45/100)を乗じた金額となっています。

基本手当の日額は年齢区分ごとに次のとおり上限額が定められています。

(平成28年8月1日現在)

年齢区分	賃金日額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,550円	7,775円
60歳以上65歳未満	14,860円	6,687円
65歳以上	12,740円	6,370円

##### ( 受給できる期間、受給期間の延長 )

離職の日の翌日から1年間に支給されます。

ただし、その1年間に、病気、けが、妊娠、出産、育児などの理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない方は、職業に就くことができない日数(3年を限度)を加算することができます。

受給期間延長の申出は、引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から1か月以内に手続きします。

受給期間延長申請書などに受給資格者証などを添えて、管轄のハローワークに提出します。

また、離職が60歳以上の定年に達したこと、60歳以上の定年に達した後、再雇用等により一定期限まで引き続き雇用されることとなっていて当該期限が到来したことによる方が、離職後一定の期間、求職の申込みをし

ないことを希望する場合に、当該一定の期間(1年を限度)を加算することができます。

受給期間延長の申出は、離職の日の翌日から起算して2か月以内に、受給期間延長申請書に離職票-2を添え、管轄のハローワークに提出します。

なお、基本手当は、受給資格者が離職後最初にハローワークに求職の申込みをした日以後に、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就けない日を含む。)が通算して7日に満たない間は支給されません。

### (支給される日数)

受給できる期間内の失業している日について、次の所定給付日数に相当する日数分を限度として支給されます。

なお、ハローワーク所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を受給することができます。

また、一定の要件を満たす場合、所定給付日数を受給した後、60日(又は30日)の延長が行われることがあります。

### [離職状況別の所定給付日数]

#### 1 2、3以外の方(自己都合、定年などの離職者)

被保険者であった期間 離職した日の年齢	被保険者であった期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢を問わず	90日	120日	150日

#### 2 特定受給資格者及び特定理由離職者(一部を除く)(倒産、解雇などによる離職者)

被保険者であった期間 離職した日の年齢	被保険者の区分				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日

35歳以上45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

### 3 就職困難な受給資格者(身体障害者など)

被保険者であった期間 離職した日の年齢	被保険者であった期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

手続きが遅くなると上表どおりの受給ができない場合があります。

### [高年齢求職者給付金]

#### (支給の要件)

同一の事業主の事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日に雇用されている被保険者(平成29年1月から65歳に達した日以後に新たに雇用された被保険者についても高年齢求職者給付金の支給対象となります。)が失業した場合、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あったときに手続きができます。(ここでの失業とは、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいいます。)

#### (支給される額)

高年齢求職者給付金の額は、基本手当の日額に相当する額に、次の表に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、各区分の日数を乗じた金額となっています。

被保険者の区分 被保険者であった期間	高年齢継続 被保険者	
	1年未満	1年以上
1年未満	30日	
1年以上		50日

### (支給申請)

ご住所を管轄するハローワークに離職票など必要書類等を持参し、受給資格の決定を受けた後、失業の認定日に認定を受けることが必要です。

失業の認定日から受給期限日(離職の日の翌日から起算して1年を経過する日)までの日数が上の表の日数に満たない場合には、失業の認定日から受給期限日までの日数分の支給となります。

### 就職促進給付

#### [再就職手当]

#### (支給の要件)

受給資格者が安定した職業に就いた場合や一定の要件のもとに事業を開始したときで、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上であること。
- 2 1年を超えて引き続き雇用されることが確実である安定した職業に就いたこと、又は事業(当該事業により当該受給資格者が自立することができる)を開始したこと。
- 3 「待期」が経過した後、就職したものであること。
- 4 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合、「待期」満了後1か月間については、ハローワーク又は厚生労働大臣の許可、届出を受けた職業紹介事業者の紹介により就職したものであること。  
同様に、「給付制限」を受けた方が事業を開始した場合には、その開始日(準備開始日)が「待期」満了後1か月を経過したものであること。
- 5 過去3年以内の就職について、「再就職手当」又は「常用就職支度手当」の支給を受けたことがないこと。
- 6 離職前の事業主(関連事業主を含む)への就職ではないこと。
- 7 求職申込みを行い、受給資格者であることの確認を受けた日より前に雇用を約束した事業主への就職ではないこと。
- 8 雇用保険の被保険者資格を取得していること(雇用保険に加入できる雇用条件で働いていること)。

### (支給される額)

再就職手当 支給残日数が所定給付日数の2/3以上の場合  
基本手当日額 × (支給残日数 × 0.6)

平成29年1月1日から

基本手当日額 × (支給残日数 × 0.7)

支給残日数が所定給付日数の1/3以上の場合

基本手当日額 × (支給残日数 × 0.5)

平成29年1月1日から

基本手当日額 × (支給残日数 × 0.6)

ただし、基本手当日額が5,805円(60歳以上65歳未満の方は4,707円)を超える場合は、この金額が上限となります。

### (支給申請)

職業に就いた日の翌日から1か月以内に、再就職手当支給申請書に、受給資格者証を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### [就業促進定着手当]

#### (支給の要件)

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用された場合において、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 再就職手当の支給を受けていること。
- 2 再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること。(事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。)
- 3 再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること。

### （支給される額）

(離職前の賃金日額 - 再就職後 6 か月間の賃金 1 日分の額) × 再就職後 6 か月間の賃金の支払基礎となった日数

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額:基本手当日額( 1) × 基本手当の支給残日数に相当する日数( 2) × 40%

- 1 基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。
- 2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。

### （支給申請）

就職日から 6 か月経過した日の翌日から 2 か月以内に、就業促進定着手当支給申請書に受給資格者証、関係書類(出勤簿、賃金台帳の写し)を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### 【就業手当】

#### （支給の要件）

短期雇用等、安定した職業に就いたものでない(再就職手当の支給対象にならない)場合において、次のいずれにも当てはまる場合に支給されません。

- 1 就業日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上であること。
- 2 臨時的な就労・就職であること。
- 3 「待期」が経過した後の就業であること。
- 4 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合、「待期」満了後 1 か月についてはハローワーク又は厚生労働大臣の許可、届出を受けた職業紹介事業者の紹介により就業したものであること。
- 5 離職前の事業主(関連事業主を含む)への就業でないこと。
- 6 求職申込みを行い、受給資格者であることの確認を受けた日より前に雇い入れを約束した事業主への就業でないこと。

### （支給される額）

(基本手当日額 × 0.3) × 支給対象日数

ただし、1 日あたりの支給上限額は 1,741 円(60 歳以上 65 歳未満の方は 1,412 円)となります。

また、就業手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされます。

### （支給申請）

所定の認定日に来所し、就業手当支給申請書に、失業認定申告書と受給資格者証を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### 【常用就職支度手当】

#### （支給の要件）

就職日に、45 歳以上であり雇用対策法等にもとづく再就職援助計画等の対象となる方、又は障害者など就職が困難な方等が、待期期間又は給付制限期間が経過し基本手当を受給中に、ハローワーク又は厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者の紹介により安定した職業に就いた場合で、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 就職日において、原則として支給残日数が残っており、再就職手当の支給を受けることができる支給残日数がないこと。
- 2 再就職先の雇用期間が 1 年以上であることが事実であること。
- 3 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- 4 雇用保険適用事業主に雇用され、雇用保険一般被保険者の資格が取得できるものであること。
- 5 過去 3 年以内の就職について、「再就職手当」又は「常用就職支度手当」の支給を受けたことがないこと。
- 6 常用就職支度手当の申請の対象となった就職のあと、離職していないこと。

### （支給される額）

- ア 支給残日数が90日以上の場合
- ・基本手当日額の36日分(90日×0.4)
- イ 支給残日数が45日以上90日未満の場合
- ・基本手当日額×支給残日数×0.4
- ウ 支給残日数が45日未満の場合
- ・基本手当日額の18日分(45日×0.4)

ただし、基本手当日額が5,805円(60歳以上65歳未満の方は4,707円)を超える場合は、この金額が上限となります。

所定給付日数が270日以上を受給資格者は、支給残日数にかかわらず、上記「(支給される額)ア 支給残日数が90日以上の場合」の方と同様になります。

### （支給申請）

就職した日の翌日から1か月以内に、常用就職支度手当支給申請書に受給資格者証を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### 教育訓練給付

働く人の能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした給付制度です。教育訓練経費として必要な入学費、受講料、教科書代などを対象に、教育訓練給付金が支給されます。

### （支給の要件）

1 雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、修了していること。(離職後1年以内に受講開始日があること。)

平成29年1月1日から高年齢被保険者(65歳以上の被保険者)及び高年齢被保険者であった者も支給対象となります。

2 受講開始日において一般被保険者であった期間が通算して3年以上あること。

(ただし、初めて支給を受けようとする場合は1年以上)

3 過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係わる教育訓練を開始してから、被保険者期間が3年以上ある日以降に受講を開始していること。

受講した講座が、受講開始日時点で厚生労働大臣の指定期間内にあることが必要です。

### （支給される額）

教育訓練施設に支払った訓練経費の20%に相当する額。

ただし、支給額の上限は10万円。

教育訓練施設や事業所から経費の還付・補助を受けた場合は、これを除いた額が対象となります。

支給金額が4千円を超えない場合は、支給されません。

### （支給申請）

教育訓練を修了した日の翌日から1か月以内に、必要な書類(教育訓練給付金支給申請書、教育訓練修了証明書、領収書、本人の住所確認書類、雇用保険被保険者証(受給資格者証でも可))を添えて、ご住所を管轄するハローワークに提出してください。

### 高年齢雇用継続給付

在職者を対象とする給付金です。60歳から65歳未満の被保険者の方で、原則として60歳時点の75%未満の賃金で雇用されている方に支給されます。

この給付には、基本手当を受給しない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があります。

### （支給の要件）

次のすべてを満たすことが必要です。

- 1 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
- 2 被保険者であった期間が5年以上あること。

3 原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金が60歳時点の75%未満となっていること。

4 高年齢再就職給付金については、再就職の前日に基本手当の支給残日数が100日以上あり、1年を超える雇用見込みがあること。

高年齢再就職給付金の支給を受けることができる方が、同一の就職について再就職手当を受けることができる場合は、どちらかの給付金を本人に選択していただきます。

#### **(支給を受けることができる期間)**

高年齢雇用継続基本給付金

被保険者が60歳に到達した月から65歳になる月までですが、各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。

高年齢再就職給付金

再就職した日の前日における支給残日数が200日以上の場合、再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月までとなり、100日以上200日未満の場合は同様に1年となりますが、各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。ただし、被保険者が65歳に達した場合は、その期間にかかわらず、65歳に達した月までとなります。

#### **(支給される額)**

支給額は、各支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の「低下率」に応じて、定められた計算式により算定されますが、「みなし賃金」や「支給限度額」などにより減額されたり、支給がされない場合もあります。具体的な支給額は、ハローワークにお問い合わせください。

支給対象月に支払われた賃金が339,560円以上の場合、支給されません。支給対象月に支払われた賃金額と、算定された支給額の合計が339,560円を超える場合は339,560円からその賃金額を差し引いた額が支給されます。

算定された支給額が低額である場合に、支給がされなくなる場合があ

ります。算定額が1,832円以下のときは支給されません。

以上は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの額です。

#### **(支給申請)**

それぞれの支給を受けるためには、事業主又は被保険者が事業所を管轄するハローワークに支給申請書を提出してください。できるだけ事業主の方が提出するようにしてください。

高年齢雇用継続基本給付金の初回支給申請時には、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(払渡希望金融機関指定届欄も記入)、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、その他(賃金台帳・出勤簿・年齢を確認できる書類)を提出してください。

具体的な手続きについては、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

## 公的年金制度

公的年金制度は、国民年金に全員が加入して共通の基礎年金が支給され、民間サラリーマン等の厚生年金保険は、基礎年金に上乘せする形で報酬比例の年金として支給される仕組みになっています。

国民年金の基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金があり、厚生年金保険の保険給付には、老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金があります。ここでは、老齢基礎年金、老齢厚生年金について紹介します。

金額は平成 28 年 4 月 1 日時点のものとなります。

### 老齢基礎年金(国民年金)

#### (受給できる資格)

保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間が 25 年以上である方が、65 歳に達したときに支給されます。

なお、希望すれば 60 歳から 64 歳までの間でも繰り上げて受給することができます。

ただし、受給しようとする年齢等によって一定の割合で減額されます。

また、希望すれば 66 歳以後 70 歳までの希望する年齢まで繰り下げて増額された年金を受給することができます。

昭和 26 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、男性 40 歳、女性は 35 歳以後の厚生年金保険の加入期間が、生年月日に応じて 15 年から 19 年、また、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれて被用者年金制度に加入したことがある方は、被用者年金制度の加入期間が生年月日に応じて 20 年から 24 年の期間があれば、老齢基礎年金が支給されます。

#### (年金額)

加入可能年数のすべての保険料を納めた方の年金額は、平成 28 年度は 780,100 円(月額 65,008 円)となっており、加入可能年数に満たないときは、次のとおり算出します。

$$780,100 \text{ 円} \times \frac{\left( \text{保険料納付済月数} \right) + \left( \frac{\text{全額免除月数}}{4/8} + \frac{\text{4分の1納付月数}}{5/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{6/8} + \frac{\text{4分の3納付月数}}{7/8} \right)}{\text{加入可能年数(原則 40 年)} \times 12 \text{ 月}}$$

平成 21 年 3 月以前の期間については、

$$\left( \frac{\text{全額免除月数}}{2/6} + \frac{\text{4分の1納付月数}}{3/6} + \frac{\text{半額納付月数}}{4/6} + \frac{\text{4分の3納付月数}}{5/6} \right)$$

で計算します。

加入可能年数については、大正 15 年 4 月 2 日から昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた方は 25 年、以後昭和 16 年 4 月 1 日までに生まれた方は生年月日に応じて 26 年から 39 年、昭和 16 年 4 月 2 日以後に生まれた方は 40 年となります。

### 老齢厚生年金(厚生年金保険)

#### [ 65 歳までの老齢厚生年金 ]

#### (受給できる資格)

厚生年金保険の加入期間が 1 年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方に、60 歳から 65 歳になるまでの間、次のとおり特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分・定額部分)が支給されます。

1 昭和 24 年 4 月 1 日以前に生まれた男性又は昭和 29 年 4 月 1 日以前に生まれた女性

昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた男性又は昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた女性は、60 歳時から報酬比例部分及び定額部分が支給されます。

昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日までに生まれた男性又は昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日までに生まれた女性は、60 歳から報酬比例部分が、生年月日に応じて、61 歳から 64 歳時から定額部分が支給されます。

2 昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 28 年 4 月 1 日までに生まれた男性及び昭和 29 年 4 月 2 日から昭和 33 年 4 月 1 日までに生まれた女性は、60 歳時

から報酬比例部分が支給されます。

また、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた男性及び昭和33年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた女性は、生年月日に応じて61歳から64歳時から報酬比例部分が支給されます。

昭和36年4月2日以後に生まれた男性及び昭和41年4月2日以後に生まれた女性は、65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金が支給されます。

#### 報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げ

	生年月日	支給開始年齢
男性	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	61歳
	昭和30年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	62歳
	昭和32年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	63歳
	昭和34年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	64歳
	昭和36年4月2日から	65歳
女性	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	61歳
	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	62歳
	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	63歳
	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	64歳
	昭和28年4月2日から	65歳

平成25年度に60歳に到達する昭和28年4月2日から昭和29年4月1日生まれの男性から、支給開始年齢が61歳に引き上げられています。

上記表中、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある人は、60歳から支給開始年齢までの間において、老齢厚生年金の支給繰上げを請求できます。また、昭和36年4月2日以後に生まれた男性、昭和41年4月2日以後に生まれた女性は、60歳以上65歳未満の間に老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができます。この繰上げ請求は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰り上げることが必要です。繰上げ請求をした場合、1ヶ月繰り上げごとに0.5%減額されます。

(年金額)

特別支給の老齢厚生年金(定額部分・報酬比例部分・加給年金額)の計算式は以下のとおりです。

#### 1 定額部分

$1,626 \text{ 円(単価)} \times \text{生年月日に応じた率(1から1.875)} \times \text{厚生年金の加入月数}$

(注1)

厚生年金保険の加入月数については、昭和4年4月1日以前に生まれた方は420月、昭和4年4月2日から昭和9年4月1日までに生まれた方は432月、昭和9年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた方は444月、昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた方は456月、昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれた方は468月、昭和21年4月2日以降に生まれた方は480月が上限となります。

また、昭和26年4月1日以前に生まれた方の老齢基礎年金の受給資格期間を15年から19年に短縮する中高齢の厚生年金保険加入者の特例に該当する方は240月で計算します。

#### 2 報酬比例部分

$\text{平均標準報酬月額(注1)} \times \text{乗率(生年月日により9.5/1000から7.125/1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \text{平均標準報酬額(注2)} \times \text{乗率(生年月日により7.308/1000から5.481/1000)} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$

従前額の保障

下の計算方法によって計算した額が、上の式で計算した額を上回る場合は、下の計算式で計算した額が報酬比例部分の額となります。

$\{\text{平均標準報酬月額(注1)} \times \text{乗率(生年月日により10/1000から7.5/1000)} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \text{平均標準報酬額(注2)} \times \text{乗率(生年月日により7.692/1000から5.769/1000)} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}\} \times 1.000$ (昭和13年4月2日以後生まれの方は0.998)



(注1)

平均標準報酬月額、平成15年3月までの被保険者期間中の標準報酬月額を平均した額です。ただし、過去の標準報酬月額のまま平均額を算出すると低額の平均標準報酬月額となるため、過去の標準報酬月額に加入時期に応じた再評価率を乗じて標準報酬月額の総額を算出し、その期間の月数で除して得た額です。

(注2)

平均標準報酬額は、平成15年4月以降の被保険者期間中の標準報酬月額と標準賞与額にそれぞれ再評価率を乗じて算出した額を平均した額です。

### 3 加給年金額

厚生年金保険の加入期間が20年以上あって(中高齢の厚生年金保険加入者の特例に該当する方を含む)、生計を維持している配偶者や子(18歳に達する年度の年度末までの子及び20歳未満で障害基礎年金の障害等級表の1級または2級の状態にある子)がいる場合に、次のとおり加算されます。

配偶者 224,500円、第2子まで1人 224,500円、第3子から1人 74,800円。

また、昭和9年4月2日以後に生まれた方には、配偶者を対象とする加給年金額に、次の表の額が特別加算されます。

受給者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日	33,200円	257,700円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日	66,200円	290,700円
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日	99,400円	323,900円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	132,500円	357,000円
昭和18年4月2日以降	165,600円	390,100円

配偶者を対象とする加給年金額は、配偶者が65歳になると支給されなくなります。ただし、配偶者が昭和41年4月1日以前生まれの場合、

配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算がつきます。

加給年金の対象となる配偶者が、厚生年金に20年(中高齢者の特例については15年から19年)以上加入しており、老齢厚生年金を受給しているとき、また障害年金を受給しているときは加給年金が支給停止されます。

### 4 支給停止

(1) 在職中の場合

60歳以上65歳未満で老齢厚生年金の受給権のある方が、厚生年金保険被保険者として就労する場合、年金の一部または全部が支給停止されます。支給停止額の計算式は以下のとおりです。

【総報酬月額相当額と老齢厚生年金を12で除して得た額(基本月額)との合計額が28万円以下の場合】

$$\text{支給停止額} = 0 \text{円 (全額支給)}$$

【総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円を超える場合】

基本月額が28万円以下・総報酬月額相当額が47万円以下

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

基本月額が28万円以下・総報酬月額相当額が47万円を超える

$$\text{支給停止額} = \{(47 \text{万円} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47 \text{万円})\} \times 12$$

基本月額が28万円を超える・総報酬月額相当額が47万円以下

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} \times 1/2) \times 12$$

基本月額が28万円を超える・総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

$$\text{支給停止額} = \{47 \text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47 \text{万円})\} \times 12$$

(注1) 総報酬月額相当額とは、その月の標準報酬月額とその月以前1年間に受けた標準賞与額の総額を12で除して得た額との合計額です。

(注2)上記の計算式のうち、28万円は支給停止調整開始額、47万円は支給停止調整変更額といいます。

#### (2)失業給付を受ける場合

65歳までの老齢厚生年金を受給できる方が、雇用保険法の失業給付(基本手当)を受ける場合、求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間満了日の翌日、または所定給付日数を受け終った日の属する月までの間、老齢厚生年金の全額が支給停止となります。

#### (3)高年齢雇用継続給付を受ける場合

65歳までの老齢厚生年金を受給できる方が、雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受ける場合、在職老齢年金による年金の支給停止に加え、標準報酬月額6%を上限としてさらに老齢厚生年金が支給停止となります。

### [ 65歳からの老齢厚生年金 ]

#### (受給できる資格)

老齢基礎年金を受給できる方が、厚生年金保険に1か月以上加入している場合に、老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

#### (年金額)

65歳までの老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額と同じ計算方法で算出し、配偶者や子がいる場合、加給年金額も同様に加算されます。また、65歳までの老齢厚生年金の定額部分に相当するものは、老齢基礎年金として受給することになります。

なお、65歳までの老齢厚生年金の定額部分の額が老齢基礎年金よりも高くなる場合には、その差額を補うために経過的加算が老齢厚生年金に加算されます。

65歳以降の老齢厚生年金を受給できる方が、在職して厚生年金保険の被保険者となっている場合についても、60歳前半と同様に在職老齢年金の仕組みが適用されます。

ただし、支給停止額は以下のように計算します。

#### 【総報酬月額相当額と基本月額との合計額が47万円以下】

支給停止額 = 0円(全額支給)

#### 【総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円を超える】

支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) × 1/2 × 12

被用者年金一元化により共済年金が厚生年金に一元化されます(平成27年10月から)

平成24年8月「被用者年金一元化法」が成立したことにより、平成27年10月から、共済年金に加入している公務員や私立学校の教職員も厚生年金に加入することになります。

厚生年金と共済年金との制度間の差異については、一元化後は基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消することとされています。

なお、一元化前に受給権が発生した共済年金については、従来どおりの給付となります。

また、一元化にあわせ、従来年額で100円単位に四捨五入していた年金額が、1円単位に変更されます。平成27年10月以降に裁定または改定される年金が対象となります。

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」

## 年金事務所

公的年金に関する相談窓口は、年金事務所です。

所名	所在地	電話	所管区域
鶴見	〒230-8555 横浜市鶴見区鶴見中央 4-33-5 T G鶴見ビル2・4階	045-521-2641	横浜市(鶴見区、 神奈川区)
港北	〒222-8555 横浜市港北区大豆戸町 515	045-546-8888	横浜市(港北区、緑 区、青葉区、都筑区)
街角の年金相談 センター新横浜 (オフィス)	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル3階	045-620-9741	
横浜中	〒231-0012 横浜市中区相生町2-28	045-641-7501	横浜市(西区、中区)
街角の年金相談 センター横浜	〒220-0011 横浜市西区高島2-19-12 スカイビル18階	045-451-5712	
横浜西	〒244-8580 横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストーン1ビル2階	045-820-6655	横浜市(保土ヶ谷区、 戸塚区、旭区、瀬谷 区、栄区、泉区)
街角の年金相談 センター戸塚	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 498-11 第5吉本ビル3階	045-861-7744	
横浜南	〒232-8585 横浜市南区宿町2-51	045-742-5511	横浜市(南区、磯子 区、金沢区、港南区)
川崎	〒210-8510 川崎市川崎区宮前町 12-17	044-233-0181	川崎市(川崎区、 幸区)

高津	〒213-8567 川崎市高津区久本1-3-2	044-888-0111	川崎市(中原区、高津 区、多摩区、宮前区、 麻生区)
街角の年金相談 センター溝ノ口	〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティプラザ1 10階	044-850-2133	
平塚	〒254-8563 平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515	平塚市、秦野市、伊 勢原市、中郡
厚木	〒243-8688 厚木市栄町1-10-3	046-223-7171	厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛 甲郡
街角の年金相談 センター厚木 (オフィス)	〒243-0018 厚木市中町3-11-18 MY厚木ビル6階	046-297-3481	
相模原	〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6	042-745-8101	相模原市、大和市
街角の年金相談 センター 相模大野	〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-8-1 小田急相模大野 ステーションスクエア1階	042-701-8515	
小田原	〒250-8585 小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391	小田原市、南足柄市、 足柄上郡、足柄下郡
横須賀	〒238-8555 横須賀市米が浜通1-4 Flos 横須賀	046-827-1251	横須賀市、逗子市、 三浦市、三浦郡
藤沢	〒251-8586 藤沢市藤沢1018	0466-50-1151	藤沢市、鎌倉市、茅 ヶ崎市、高座郡
街角の年金相談 センター藤沢 (オフィス)	〒251-0052 藤沢市藤沢496 藤沢森井ビル6階	0466-55-2280	

各年金相談センターは来訪相談用です。予約制の年金相談センターもありますのでご注意ください。電話でのお問い合わせは、各センター上段の年金事務所をお願いします。

#### ねんきんネットのご利用について

日本年金機構では、ご自身の年金記録の確認等について、インターネットを活用した「ねんきんネット」サービスを行っております。是非ご利用ください。スマートフォンでも「ねんきんネット」の一部のサービスをご利用いただけます。

#### いつでも最新の年金記録を確認できます

・ご自宅のパソコンで24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

#### 年金の見込額を試算できます

・「年金を受け取りながら働き続けた場合」など、さまざまな働き方に応じた年金の見込額を試算できます。

#### 電子版の各種通知書を確認できます

・毎月更新された「ねんきん定期便」をパソコンで確認・ダウンロードできます。  
・年金振込通知書や源泉徴収票など、年金の支払いに関する通知書をパソコンで確認・ダウンロードできます。

#### 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります

・年金に加入していない期間や標準報酬額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されます。  
・お名前や生年月日などを入力すると、持ち主不明の年金記録の中に、入力した条件に一致する記録があるかどうかを調べることができます。

ご利用には手続きが必要となります。詳しくは日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)の「ねんきんネット」を参照してください。

“求人企業を探すために、インターネットを利用しましょう！”

ハローワークインターネットサービスや、インターネットで直接求人発信している企業も増えています。また、民間の人材紹介会社や転職情報誌を発行する会社が求人サイトを運営している場合など、利用の機会は広がっています。

1. 雇用保険などの制度の概要や、ハローワークなど国の労働関係機関等について調べることができます。

#### 神奈川県労働局ホームページ

【URL】<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

#### 厚生労働省ホームページ

【URL】<http://www.mhlw.go.jp/>

2. インターネットでお仕事探しができます。

#### ハローワークインターネットサービス

【URL】<https://www.hellowork.go.jp/>

3. 社会福祉施設の職員採用に関する求人情報を、インターネットで検索することができます。

#### 福祉のお仕事

【URL】<http://www.fukushi-work.jp/>

このほかにもたくさんの情報があります。

いろいろ検索してみましょう。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」について  
高年齢者雇用安定法が改正になり、65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じることが義務化されています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、「法」とする。)が改正され、平成25年4月1日から施行されました。

この改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大(グループ企業まで拡大)等を内容としています。

定年の65歳への引上げを義務付けるものではありません。65歳未満の定年を定めている事業主の方々は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入または定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないとされています(法9条)。